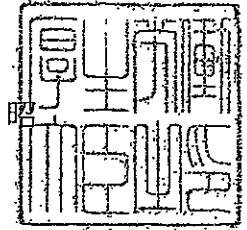


厚生労働省発食安1023第2号
平成21年10月23日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 長 妻



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

ジメテナミド

平成21年11月27日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成21年10月23日厚生労働省発食安1023第2号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくジメテナミドに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

ジメテナミド

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品中のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値(いわゆる暫定基準)の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

1. 品目名: ジメテナミド [Dimethenamid (ISO)]

(注) 本化合物には 2 種の光学異性体 (S 体及び R 体) が存在するが、ラセミ体は既に「ジメテナミド」として国内における農薬登録がなされている。今回、活性成分である S 体の比率を高めた*「ジメテナミド P [Dimethenamid-P (ISO)]」について新たに農薬登録申請がなされた。

(※原体の規格として S 体の含有量が 93.0%以上)

2. 用途: 除草剤

チオフェン環を有する酸アミド系除草剤である。雑草の幼芽部及び幼根部より吸収され、超長鎖脂肪酸の生合成を阻害することにより作用するものと考えられている。

3. 化学名

・ S 体

(S)-2-chloro-N-(2,4-dimethyl-3-thienyl)-N-(2-methoxy-1-methylethyl) acetamide (IUPAC)

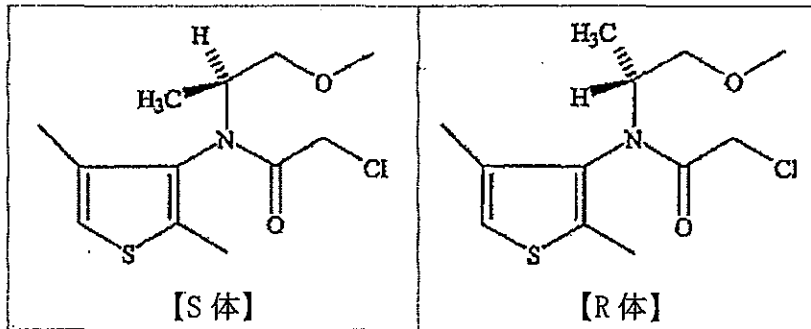
2-chloro-N-(2,4-dimethyl-3-thienyl)-N-[(1S)-2-methoxy-1-methylethyl] acetamide (CAS)

・ R 体

(R)-2-chloro-N-(2,4-dimethyl-3-thienyl)-N-(2-methoxy-1-methylethyl) acetamide (IUPAC)

2-chloro-N-(2,4-dimethyl-3-thienyl)-N-[(1R)-2-methoxy-1-methylethyl] acetamide (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式	$C_{12}H_{18}ClNO_2S$
分子量	275.8
水溶解度	1.61 g/L (20°C) (ラセミ体) 1.45 g/L (25°C) (S体)
分配係数	$\log_{10}Pow = 2.15$ (25°C) (ラセミ体) $\log_{10}Pow = 1.89$ (24°C) (S体)

(メーカー提出資料より)

5. 適用の範囲及び使用方法

本薬の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

また、今回、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づき、かぶ及びホップに係る残留基準の設定が要請されている。

(1) 国内での使用方法

① 79.4%ジメテナミド乳剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量		本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ジメテナミド及びジメテナミドPを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量				
キャベツ	畑地一年生雑草(アザガ科・アブラナ科・タデ科を除く)	定植後雑草発生前(定植後10日まで)	砂土を除く全土壌	75~100 mL/10a	100L/10a	1回	全面土壌散布	全域	1回
だいず		は種後発芽前(雑草発生前)		100~150 mL/10a					
とうもろこし									

② 14.0%ジメテナミド・12.0%リニュロン乳剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量		本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ジメテナミド及びジメテナミドPを含む農薬の総使用回数	リニュロンを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量					
だいず	一年生雑草	は種後発芽前(雑草発生前)	砂土を除く全土壌	400~600 mL/10a	100 L/10a	1回	全面土壌散布	全域	1回	2回以内(出芽前までは1回以内、出芽後は1回以内)
とうもろこし										1回

③ 1.6%ジメテナミド・1.4%リニュロン粒剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ジメテナミド及びジメテナミドPを含む農薬の総使用回数	リニュロンを含む農薬の総使用回数
だいず	一年生雑草	は種後出芽前(雑草発生前)	砂土を除く全土壌	4~6 kg/10a	1回	全面土壌散布	全域(北海道を除く)	1回	2回以内(出芽前までは1回以内、出芽後は1回以内)

④64.0%ジメテナミドP乳剤

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量		本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ジメテナミド及びジメテナミドPを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量				
キャベツ	一年生雑草(アザビ科・アブラ科・クサ科を除く)	定植後雑草発生前(定植後10日まで)	砂土を除く全土壌	50~75 mL/10a	100L/10a	1回	全面土壌散布	全域	1回
えだまめ		は種後発芽前(雑草発生前)		70~150L/10a					
だいず									
とうもろこし									
てんさい	定植後または中耕後雑草発生前(但し収穫45日前まで)			100L/10a			北海道		

(2) 海外での使用方法

63.9%ジメテナミドP乳剤

適用作物	処理量			経過日数	使用回数
	土壌の特徴	有機物3%未満	有機物3%以上		
かぶ(地上部)	粒子の粗い土壌	877.7-1024.0 mL/ha	1024.0-1316.6 mL/ha	14日	1回
	粒子の中~細い土壌	1024.0-1316.6 mL/ha	1316.6-1536.0 mL/ha		
かぶ(根部)	粒子の粗い土壌	877.7-1024.0 mL/ha	1024.0-1316.6 mL/ha	40日	
	粒子の中~細い土壌	1024.0-1316.6 mL/ha	1316.6-1536.0 mL/ha		
ホップ	粒子の粗い土壌	877.7-1024.0 mL/ha	1024.0-1316.6 mL/ha	60日	
	粒子の中~細い土壌	1024.0-1316.6 mL/ha	1316.6-1536.0 mL/ha		

※適用雑草は下表のとおり。

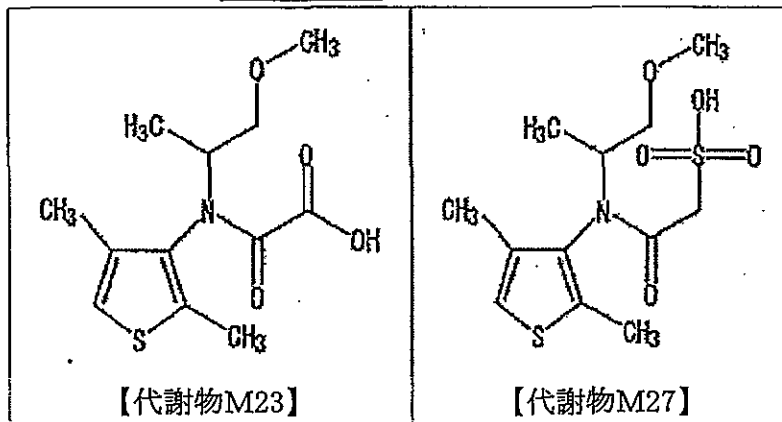
適用雑草	
一年生イネ科	Barnyardgrass / Bluegrass, annual / Bluegrass, roughstalk / Brome, California / Brome, downy / Crabgrass, large / Crabgrass, smooth / Cupgrass, southwestern / Cupgrass, woolly / Fescue, rattail / Foxtail, giant / Foxtail, green / Foxtail, yellow / Goosegrass / Johnsongrass (seedling) / Millet, wild proso / Panicum, fall / Panicum, texas / Red rice / Ryegrass, Italian / Sandbur / Shattercane / Signalgrass, broadleaf / Witchgrass
カヤツリグサ科	Flatsedge, rice / Nutsedge, yellow
一年生広葉	Amaranth, palmer / Amaranth, powell / Beggarweed, florida / Carpetweed / Chamomile, mayweed / Eclipta / Lambsquarters, common / Nightshade, black / Nightshade, cutleaf / Nightshade, eastern black / Nightshade, hairy / Pigweed, prostrate / Pigweed, redroot / Pigweed, smooth / Pigweed, tumble / Purslane, common / Pusley, florida / Ragweed, common / Spurge, nodding / Spurge, spotted / Waterhemp, common / Waterhemp, tall

6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ ジメテナミド (S 体及び R 体の含量)
- ・ *N*-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-*N*-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-オキサミン酸 (以下、代謝物M23 という。)
- ・ *N*-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-*N*-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミドスルホン酸 (以下、代謝物M27 という。)



② 分析法の概要

- ・ ジメテナミド

試料を含水メタノールあるいは含水アセトンにより抽出し、*n*-ヘキサンまたは塩化メチレンに転溶する。溶媒を留去後、シリカゲルカラムまたはフロリジルカラムを用いて精製し、ガスクロマトグラフ (NPD) を用いて定量する。

・代謝物M23

試料を酸性含水メタノールで抽出し、塩化メチレンに転溶する。溶媒を留去後、メチル化し、C₁₈ミニカラムで精製する。ガスクロマトグラフ (GC-MS) を用いて定量する。

・代謝物M27

試料を酸性含水メタノールで抽出し、溶媒を留去後、C₁₈ミニカラムおよびイオン交換ミニカラムで精製する。高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

定量限界	ジメテナミド : 0.01 ppm
	代謝物M23 : 0.01~0.02 ppm
	代謝物M27 : 0.01~0.05 ppm

(2) 作物残留試験結果

① だいず

だいず (乾燥子実) を用いた作物残留試験 (2例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を1回散布 (100L/10a) したところ、散布後 131、162 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : 実施せず

代謝物M27 : 実施せず

だいず (乾燥子実) を用いた作物残留試験 (2例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を1回散布 (100L/10a) したところ、散布後 143、149 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : <0.02、<0.02ppm

代謝物M27 : <0.05、<0.05ppm

② えだまめ

えだまめ (さやを含む子実) を用いた作物残留試験 (2例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を1回散布 (100L/10a) したところ、散布後 101、103 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : 実施せず

代謝物M27 : 実施せず

えだまめ (さやを含む子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を 1 回散布 (100L/10a) したところ、散布後 114、118 日の最大残留量^{注1)} は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : <0.02、<0.02ppm

代謝物M27 : <0.05、<0.05ppm

えだまめ (さやを含む子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を 1 回散布 (100L/10a) したところ、散布後 67、79 日の最大残留量^{注1)} は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : 実施せず

代謝物M27 : 実施せず

③ とうもろこし

とうもろこし (子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を 1 回散布 (100L/10a) したところ、散布後 90、92 日の最大残留量^{注1)} は以下のとおりであった。

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : 実施せず

代謝物M27 : 実施せず

とうもろこし (青刈り) を用いた作物残留試験 (2 例) において、79.4%乳剤 (150mL) を希釈し、希釈液を 1 回散布 (100L/10a) したところ、散布後 84、118 日の最大残留量^{注1)} は以下のとおりであった。

ジメテナミド : <0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23 : 実施せず

代謝物M27 : 実施せず

とうもろこし (子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、79.4%乳剤 (100mL) を希釈し、希釈液を 1 回散布 (100L/10a) したところ、散布後 110、115 日の最大残留量^{注1)} は以下のとおりであった。

ジメテナミド：<0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23：<0.02、<0.02ppm

代謝物M27：<0.05、<0.05ppm

とうもろこし(青刈り)を用いた作物残留試験(2例)において、79.4%乳剤(100mL)を希釈し、希釈液を1回散布(100L/10a)したところ、散布後86、141日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

ジメテナミド：<0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23：<0.02、<0.02ppm

代謝物M27：<0.05、<0.05ppm

④ キャベツ

キャベツ(葉球)を用いた作物残留試験(2例)において、79.4%乳剤(150mL)を希釈し、希釈液を1回散布(100L/10a)したところ、散布後60、76日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

ジメテナミド：<0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23：<0.01、<0.01ppm

代謝物M27：<0.01、<0.01ppm

⑤ てんさい

てんさい(根部)を用いた作物残留試験(2例)において、79.4%乳剤(150mL)を希釈し、希釈液を1回散布(50L/10a)したところ、散布後44~60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

ジメテナミド：<0.01、<0.01ppm

(参考) 代謝物M23：実施せず

代謝物M27：実施せず

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1-1、海外で実施された作物残留試験成績の結果の概要については、別紙1-2を参照。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申

注2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

7. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、平成20年6月2日付厚生労働省発食安第0602005号により食品安全委員会あて意見を求めたジメテナミドに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：3.8 mg/kg 体重/day（発がん性は認められなかった。）

（動物種）	マウス
（投与方法）	混餌
（試験の種類）	発がん性試験
（期間）	94週間

安全係数：100

ADI：0.038 mg/kg 体重/day

8. 諸外国における状況

2005年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は、ばれいしょ、にんにく、畜産物等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、かぶ、ホップ等に、カナダにおいてキャベツ、豆類等に、EUにおいててんさい等に、オーストラリアにおいてとうもろこし、かぼちゃ、畜産物等に残留基準が設定されている。

9. 基準値案

（1）残留の規制対象

ジメテナミド（S体とR体の和とする。）

一部の作物残留試験において、代謝物M23及び代謝物M27が測定されているが、親化合物及び両代謝物とも定量限界未満であったことから、規制対象物質としては、ジメテナミド本体のみとした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてジメテナミド（親化合物のみ）を設定している。

（2）基準値案

別紙2のとおりである。

（3）暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のジメテナミドが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算

される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	0.4
幼小児(1~6歳)	1.0
妊婦	0.4
高齢者(65歳以上)	0.4

注) TMDI試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。
高齢者の畜産物及び妊婦の家きんの卵類については、摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

- (4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

ジメテナミド 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【ジメテナミド/代謝物M23/代謝物M27】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
だいず (乾燥子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	131日	圃場A:<0.01/-/-	
					162日	圃場B:<0.01/-/-	
だいず (乾燥子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	149日	圃場A:<0.01/<0.02/<0.05	
					143日	圃場B:<0.01/<0.02/<0.05	
えだまめ (さやを含む子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	103日	圃場A:<0.01/-/- (#)	
					101日	圃場B:<0.01/-/- (#)	
えだまめ (さやを含む子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	118日	圃場A:<0.01/<0.02/<0.05 (#)	
					114日	圃場B:<0.01/<0.02/<0.05 (#)	
えだまめ (さやを含む子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	79日	圃場A:<0.01/-/- (#)	
					67日	圃場B:<0.01/-/- (#)	
とうもろこし (子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	92日	圃場A:<0.01/-/-	
					90日	圃場B:<0.01/-/-	
とうもろこし (青刈り)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	84日	圃場A:<0.01/-/-	
					118日	圃場B:<0.01/-/-	
とうもろこし (子実)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	115日	圃場A:<0.01/<0.02/<0.05	
					110日	圃場B:<0.01/<0.02/<0.05	
とうもろこし (青刈り)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	86日	圃場A:<0.01/<0.02/<0.05	
					141日	圃場B:<0.01/<0.02/<0.05	
キャベツ (葉球)	2	79.4%乳剤	150mL/100L/10a散布	1回	60日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01 (#)	
					76日	圃場B:<0.01/<0.01/<0.01 (#)	
てんさい (根部)	2	79.4%乳剤	150mL/50L/10a散布	1回	44, 60日	圃場A:<0.01/-/- (1回, 44日) (#)	
					50, 60日	圃場B:<0.01/-/- (1回, 50日) (#)	

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ジメテナミド 海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 【ジメテナミド】	
		剤型	使用量・使用方法	回数		経過日数
かぶ (地上部)	9	63.9%乳剤	1100 ga. i. /ha	1回	15日	圃場A : 0.0123, <0.01
			1050 ga. i. /ha		14日	圃場B : <0.01, <0.01
			1130 ga. i. /ha		16日	圃場C : <0.01, <0.01
			1090 ga. i. /ha		14日	圃場D : <0.01, <0.01
			1120 ga. i. /ha		14日	圃場E : <0.01, <0.01
			1090 ga. i. /ha		15日	圃場F : <0.01, <0.01
			1150 ga. i. /ha		15日	圃場G : <0.01, <0.01
			1110 ga. i. /ha		14日	圃場H : <0.01, <0.01
			1060 ga. i. /ha		15日	圃場I : 0.093, 0.051
かぶ (根部)	9	63.9%乳剤	1100 ga. i. /ha	1回	30日	圃場A : <0.01, <0.01(#)
			1050 ga. i. /ha		31日	圃場B : <0.01, <0.01(#)
			1130 ga. i. /ha		40日	圃場C : <0.01, <0.01
			1090 ga. i. /ha		31日	圃場D : <0.01, <0.01(#)
			1120 ga. i. /ha		28日	圃場E : <0.01, <0.01(#)
			1090 ga. i. /ha		33日	圃場F : <0.01, <0.01(#)
			1150 ga. i. /ha		29日	圃場G : <0.01, <0.01(#)
			1110 ga. i. /ha		28日	圃場H : <0.01, <0.01(#)
			1060 ga. i. /ha		33日	圃場I : <0.01, <0.01(#)
ホップ (乾燥花序)	3	63.9%乳剤	1100 ga. i. /ha	1回	60日	圃場A : <0.05, <0.05
			1090 ga. i. /ha		61日	圃場B : <0.05, <0.05
			1140 ga. i. /ha		60日	圃場C : <0.05, <0.05

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類	0.05 0.01	0.1 0.01	○・申	0.01 0.01	0.02 0.01	カナダ アメリカ	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
大豆 小豆類 らつかせい	0.05 0.01	0.1 0.01	○・申	0.01 0.01	0.02 0.01	カナダ アメリカ	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.01 0.01	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	
てんさい	0.05	0.01	申	0.01	0.01	アメリカ	<0.01(#), <0.01(#)
かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび はくさい キャベツ 芽キャベツ	0.01 0.1 0.05	0.01 0.01 0.1	IT IT ○・申		0.01 0.01	アメリカ アメリカ カナダ	【<0.01(#)(n=18) 米国かぶ(根部)】 【<0.01-0.093(n=18) 米国かぶ(地上部)】 <0.01(#), <0.01(#)
たまねぎ にんにく その他のゆり科野菜	0.01 0.01 0.01	0.01 0.01 0.01		0.01 0.01 0.01	0.01 0.01 0.01	アメリカ アメリカ アメリカ	
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちや(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		アメリカ	
しょうが		0.01			0.01	アメリカ	<0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#)
えだまめ その他の野菜	0.05 0.01	0.01 0.01	申	0.01	0.01	アメリカ	
ホップ その他のスパイス その他のハーブ	0.05	0.01 0.01	IT		0.05	アメリカ	【<0.05(n=6) 米国ホップ(乾燥花序)】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 乳 鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉 鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓 鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓 鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分 鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ジメテナミド推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
とうもろこし	0.05	0.1	0.2	0.1	0.0
その他の穀類	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.05	2.8	1.7	2.3	2.9
らつかせい	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
ばれいしよ	0.01	0.4	0.2	0.4	0.3
かんしよ	0.01	0.2	0.2	0.1	0.2
てんさい	0.05	0.2	0.2	0.2	0.2
かぶ類の根	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
かぶ類の葉	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
キャベツ	0.05	1.1	0.5	1.1	1.0
たまねぎ	0.01	0.3	0.2	0.3	0.2
にんにく	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のゆり科野菜	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
きゅうり (ガーキンを含む)	0.01	0.2	0.1	0.1	0.2
かぼちゃ (スカッシュを含む)	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
しろり	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
すいか	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
まくわうり	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のうり科野菜	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
えだまめ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の野菜	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
ホップ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
陸棲哺乳類の肉類	0.01	0.6	0.3	0.6	0.6
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
家禽の肉類	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2
家禽の卵類	0.01	0.4	0.3	0.4	0.4
計		8.2	6.2	7.9	8.1
ADI比 (%)		0.4	1.0	0.4	0.4

高齢者の畜産物及び妊婦の家きんの卵類については、摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

- 平成 8年 4月25日 初回農薬登録（ジメテナミド（ラセミ体制剤））
- 平成10年10月12日 残留農薬基準告示
- 平成17年11月29日 残留農薬基準告示
- 平成20年 4月11日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規（ジメテナミド・P）：キャベツ、えだまめ、だいず等）
- 平成20年 6月 2日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成20年 6月 5日 食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成20年 9月19日 第25回農薬専門調査会総合評価第一部会
- 平成20年11月 4日 第27回農薬専門調査会総合評価第一部会
- 平成21年 3月30日 第49回農薬専門調査会幹事会
- 平成21年 4月23日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
- 平成21年 6月 9日 食品安全委員会（報告）
- 平成21年 6月11日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成21年10月23日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成21年10月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究so病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

ジメテナミド

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.05
ばれいしょ	0.01
かんしょ	0.01
てんさい	0.05
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.1
キャベツ	0.05
たまねぎ	0.01
にんにく	0.01
その他のゆり科野菜 ^(注1)	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01
しろりり	0.01
すいか	0.01
メロン類果実	0.01
まくわうり	0.01
その他のうり科野菜 ^(注2)	0.01
えだまめ	0.05
その他の野菜 ^(注3)	0.01
ホップ	0.05
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注4) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注5) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

※今回基準値を設定するジメテナミドとは、S体とR体の和をいう。

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

